**第４章　中河内二次医療圏域社会資源について**

重症心身障がい児者の支援には、医療・保健・福祉・教育などの多くの分野が関わります。そして、すべての分野のサービスや制度に精通した支援者を養成するためには、多くの時間と経験が必要です。そのため大阪府では各分野の支援者がチームとなり、重症心身障がい児者とその家族の地域生活を支える「多職種連携」を支援モデルとし、多職種連携を円滑に行うことができるネットワークづくりを推進しています。

重症心身障がい児者とご家族のニーズを丁寧に聞き取り、そのニーズに対応できる機関を支援者チームに加えていくことが支援者には求められます。

「社会資源調査」として、重症心身障がい児者とその家族の地域生活を支えるために活用できるサービスや制度、支援機関の情報などを集約し、ケア連絡会議の参画機関で共有することで「多職種連携」による支援を推進します。ケア連絡会議の参画機関で共有したい情報は、今後も追記していきますので、それぞれの参画機関からの情報提供をお願いします。

**≪各分野の代表的な窓口≫**

医療・保健・福祉・療育・教育の分野の代表的な窓口です。それぞれの分野で実施されているサービスや助成制度などを確認する時に、活用してください。

* **福祉**
1. **福祉事務所（各市の障がい福祉担当課）**

　　手帳等の申請を行いたいとき、義肢や車いすなどの補装具が必要なとき、福祉サービスや施設を利用したいとき、また日常生活や社会活動で困っている等、障がい者の様々な相談に応じています。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

**（２）重症心身障がい児（者）地域生活支援センター**

　　　大阪府が二次医療圏域ごとに1か所ずつ設置した、重症心身障がい児者の地域生活を支える拠点。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 圏域 | 名　　称 | 市町村名 |
| 豊能 | 社会福祉法人愛和会　ローズコミュニティー・緑地 | 豊中市・池田市・吹田市・箕面市・豊能町・能勢町 |
| 三島 | 社会医療法人愛仁会　愛仁会リハビリテーション病院 | 高槻市・茨木市・摂津市・島本町 |
| 北河内 | 社会福祉法人枚方療育園　枚方総合発達医療センター | 守口市・枚方市・寝屋川市・大東市・門真市・四條畷市・交野市 |
| 中河内 | 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団東大阪市療育センター※平成29年度の移転に伴い、名称変更の予定。 | 八尾市・柏原市・東大阪市 |
| 南河内 | 社会福祉法人四天王寺福祉事業団　四天王寺和らぎ苑 | 富田林市・河内長野市・松原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤阪村 |
| 泉州 | 社会福祉法人弥栄福祉会　障害者支援施設くまとり弥栄園 | 岸和田市・泉大津市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・高石市・泉南市・阪南市・忠岡町・熊取町・田尻町・岬町 |

**（３）大阪府障がい者自立相談支援センター**

　　**○地域支援課：**０６－６６９２－５２６１

障がい者の地域生活への移行を推進するため、相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の交付事務を行います。

**○身体障がい者支援課：**０６－６６９２－５２６２

身体障がい者更生相談所業務を行うとともに、府内14ヶ所の会場で巡回相談を行っています。

また、高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業を実施します。

**○知的障がい者支援課：**０６－６６９２－５２６３

知的障がい者更生相談所の業務を行うとともに、発達障がいを伴う知的障がいのある方への支援等を実施します。

* **福祉（児童）**
1. **大阪府東大阪子ども家庭センター**

　　　児童のあらゆる問題について専門職員が相談に応じ、支援を行っています。また障がい児についての専門的、総合的な相談や18歳未満の療育手帳等にかかる判定、施設入所の手続きなどを行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 所管市 | 電話番号 |
| 大阪府東大阪子ども家庭センター | 八尾市、柏原市、東大阪市 | 06-6721-1966 |

1. **各市の子育て支援担当課**

　子育てに関する相談や保育サービスを利用したいとき、子どもに関する手当の申請など、

地域での子育て支援を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | こども未来部 子育て支援課 | 072-924-3954 |
| 柏原市 | こども未来部 こども政策課 | 072-943-4811 |
| 東大阪市 | 子どもすこやか部子ども子育て室子育て支援課 | 06-4309-3302 |

◆　**教育**

1. **市教育委員会**

　　就学に関する多様な情報を提供しながら教育相談を実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 教育委員会　学校教育部　指導課 | 072-924-3873 |
| 柏原市 | 教育委員会　教育部　指導課 | 072-972-1698 |
| 東大阪市 | 教育委員会　学校教育部　学事課 | 06-4309-3271 |

1. **支援学校**

　　就学に関する学校見学会及び教育相談等を実施しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校名 | 電話番号 |  　　通学区域別 |
| 大阪府立八尾支援学校 | （知的）小・中・高 | 072-923-4485 | 小中（八尾市、東大阪市（ただし、向陽学園入所児童生徒は西浦支援学校）高（八尾市、東大阪市（長栄中、意岐部中、小阪中、金岡中、上小阪中、長瀬中、弥刀中、柏田中の校区、ただし向陽学園に入所の生徒は西浦支援学校） |
| 大阪府立東大阪支援学校 | （肢体）小・中・高（知的）高 | 072-984-8141 | （肢体）小・中・高大東市、東大阪市、八尾市（近鉄大阪線・信貴線・近鉄西信貴ケーブル以北）（知的）高東大阪市（石切中、孔舎衙中、枚岡中、縄手北中、縄手中、池島中、縄手南中、玉川中、英田中、花園中、若江中、盾津東中の校区） |
| 大阪府立藤井寺支援学校 | （肢体）小・中・高 | 072-973-1313 | 八尾市（近鉄大阪線・信貴線・近鉄西信貴ケーブル以南）、松原市、柏原市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市（美原区） |
| 大阪府立たまがわ高等支援学校 | （知的）高 | 072-961-4730 | 大阪市を除く大阪府内全域 |
| 大阪府教育庁教育振興室支援教育課 | 06-6941-0351内線4732 |

* **医療 ・ 保健**

**（１）保健所**

児童福祉法に基づき、保健師や専門職（医師や理学療法士等）による身体障がい児及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児の療育に関わる相談支援を実施します。また、地域保健対策の推進として医療、介護及び福祉等の連携強化、地域における健康危機管理体制の確保、学校保健との連携等に努めています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名等 | 電話番号 | 所管範囲 |
| 東大阪市保健所 | 母子保健・感染症課 | 072-960-3805 | 東大阪市 |
| 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |
| 大阪府八尾保健所 | 地域保健課 | 072-994-0661 | 八尾市・柏原市 |

**（２）保健センター**

　　保健指導・健康診査・母子健康手帳の交付・妊産婦や未熟児の訪問指導等、母子保健法に基づく母子保健サービスの提供や予防接種を実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名等 | 電話番号 |
| 八尾市 | 八尾市保健センター | 072-993-8600 |
| 柏原市 | 柏原市立保健センター | 072-973-5516 |
| 東大阪市 | 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |

**（３）大阪府訪問看護ステーション協会**

　　ホームページで訪問看護ステーションの一覧を公表しています。

　　　<http://care-net.biz/27/daihokan/>

訪問看護の利用方法や事業所情報が掲載された「訪問看護のご案内」を発行しています（年1回程度）

**（４）郡市区等医師会**

　　　市区町村と協議を行いながら、学校健診や乳幼児健診、予防接種などの予防医療や、一次救急医療体制の維持などを行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医師会名 | 電話番号 |
| 一般社団法人　布施医師会 | 0６-6721-1919 |
| 一般社団法人　枚岡医師会 | 072-985-7126 |
| 一般社団法人　河内医師会 | 072-962-6205 |
| 一般社団法人　八尾市医師会 | 072-991-1157 |
| 一般社団法人　柏原市医師会 | 072-971-9007 |

**（5）大阪難病相談支援センター**

　　　電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および　　支援などを行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 電話番号 |
| 大阪市中央区大手前2-1-7(大阪赤十字会館　８階) | 06-6926-4553 |

**（6）大阪難病医療情報センター**

　　難病患者・家族から医療、療養相談、在宅における生活相談等を行っています。

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 電話番号 |
| 大阪市住吉区万代東３－１－５６ | 06-6694-8816 |

**（7）救急安心センターおおさか**

　急な病気やケガで、病院に行った方がよいのか、救急車を呼んだ方がよいのか

迷った時に相談に応じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 救急安心センターおおさか | ♯7119 |
| 06-6582-7119 |

**（8）大阪府救急医療情報センター**

「救急車を呼ぶほどでもないが病院で診てもらいたい」ときなどに、大阪府内の医療機関をご案内します。

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪府救急医療情報センター（24時間　365日） | 06-6693-1199 |

**（9）小児救急電話相談**

　　　夜間の子どもの急病時、病院へ行ったほうがよいかどうか迷ったときに、看護師が相談に応じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 小児救急電話相談（午後８時～翌朝８時まで　365日） | ♯8000 |
| 06-6765-3650 |

**（10）障がい児（者）歯科診療**

■東大阪市療育センター

◇診療日時　 火曜日午前・木曜日午後

◇診療場所　 東大阪市療育センター　　℡ 06-6783-1427

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　fax:06-6783-6105

 　　　　　東大阪市高井田中1-5-16

※平成29年4月に移転に伴い、名称・住所・診療日時・電話番号・ファックス番号も変更の予定。

* **当事者団体**

（１）大阪府重症心身障がい児・者を支える会

重症心身障がい児・者が、地域での生活を続けられるよう支援することを目的に様々な

　　　活動を行っています。

　　　<http://www.sasaeru.or.jp/>

 ℡ ：０６－６６２４－２５５５

　　 fax：０６－６６２４－２５５６

（２）大阪府肢体不自由児者父母の会連合会

肢体不自由児者をもつ父母がその親睦を図りながら、行政を始め関係機関や施設・

　　　団体と緊密な連携を図り、障がい者の自立や社会参加を進め、障がい者福祉の向上や

　　　障がい者理解を進める事を目的に活動しています。

　　　<http://daishiren.mond.jp/>

℡ ：０６－６９４０－４１８１

　 　fax：０６－６９４３－４６６１

重症心身障がい児者が利用できるサービスや制度

重症心身障がい児者と介護者へのアンケート調査の結果でも、「必要な情報が届いていない」「情報を得る機会が乏しい」ことがわかってきました。利用できるサービスを知らないために十分に活用できていない方がおられたら、正しい情報を提供できるように情報を集めておくことが必要です。

ここでは、よく活用されている代表的なサービスや制度をまとめました。市町村でもそれぞれの制度によって受付窓口が異なるため、それぞれの制度について各市町村の担当窓口も記載しています。

各手当や制度は受給要件や審査がありますので、本人やご家族に案内するときには安易に「受給できる」といった断定的な言い方は避けましょう。

**Ⅰ．手当・給付金**

1. 特別児童扶養手当（1級：月額51,500円　　2級：月額34,300円）28年4月現在

　【受給資格】重度又は中度の障がいのある20歳未満の児童を監護している方

＊ただし、手当を受けようとする方又は児童が日本に住所を有しない場合、児童が児童福祉施設に入所している場合、一定所得を超える方、公的年金等を受給している児童は除きます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | こども未来部　こども政策課 | 072-924-3839 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 市民生活部　国民年金課 | 06-4309-3165 |

（２）障がい児福祉手当　（月額14,600円）28年4月現在、また20歳未満

　【受給資格】次のいずれかに該当する方

　 ①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の身体の機能障がいがある方。

②身体機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状があり（慢性疾患等の内部疾患のある児童も対象）、その状態が①と同程度以上と認められる方で日常生活において常時の介護を必要とする方。

③最重度の知的障がいのある方または精神の障がいがある方で、日常生活において常時介

護を要する程度以上の方。

④身体機能の障がいもしくは病状、または重度の知的障がいもしくは精神の障がいが重複する方でその状態が①・②・③と同程度以上と認められる程度の方。

　 ＊ただし、受給資格者または配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定金額以上の方、肢体不自由施設等の施設に入所している方、及び障がいを支給事由とする年金給付を受けている方は除きます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

（３）特別障がい者手当（月額：26,830円）28年4月現在、また20歳以上

　【受給資格】次のいずれかに該当する方

①身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級または２級程度の異なる障がいが重複している方、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している方

②①の身体障がいまたは精神障がいと身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね３級程度の障がい、または日常生活での動作及び行動が著しく困難な状態である知的障がいもしくは精神の障がいが重複している方

③両上肢、両下肢または体幹機能の障がいで身体障がい者手帳の障がい等級のおおむね１級又は２級程度の障がいがあり、かつ日常生活動作（両上肢、両下肢及び体幹に伴う動作）を行うのに著しい困難がある方

④内部機能の障がいで身体障がい者手帳の等級のおおむね１級程度の障がいもしくは身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状（慢性疾患等の内部疾患のある方も含む）があり、そのため絶対安静の状態である方

⑤精神の障がいで日常生活において常時介護を要する程度以上の障がいまたは最重度の知的障がいであって、日常生活で動作及び行動に著しい困難がある方

＊ただし、施設入所されている方、病院等に３ヶ月を超えて入院されている方、一定以上の所得をお持ちの方は対象から外れます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

（４）大阪府重度障がい者在宅生活応援制度事業（月額：10,000円）

【受給資格】療育手帳の障がい程度が「Ａ（重度）」で、かつ身体障がい者手帳１級または

２級の交付を受けた人と同居している介護者

＊ただし、特別障がい者手当の対象者や本人が施設に入所、グループホームへの入所、病院に入院（付き添いが必要な場合は除く。）している場合、受給できません。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

（５）児童扶養手当

【受給資格】ひとり親家庭※で、18歳未満の児童（または20歳未満で政令で定める程度の身体障がい児）を監護している方

　　※ひとり親でなくても父または母に、一定以上の障がいのあるときは支給対象になる場合があります。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 | 月額＊ |
| 八尾市 | こども未来部　こども政策課 | 072-924-3839 | 月額9,980円～月額42,290円 |
| 柏原市 | こども未来部　こども政策課 | 072-943-4811 | 月額9,990円～月額42,330円 |
| 東大阪市 | 市民生活部　国民年金課 | 06-4309-3165 |

＊対象児童1名の場合

**Ⅱ．年金**

1. 障がい基礎年金（国民年金）（1級：年額975,125円　2級：年額780,100円）

【受給資格】国民年金の障がい等級表の1級又は２級に該当する方

①国民年金に加入している期間中に生じた病気やけがによって障がい者になった方

②被保険者の資格を喪失したあとでも、６０歳以上６５歳未満で国内在住中に初診日がある病気・けがで障がい者になった方

③２０歳前に発生した障がいを持つ方で、２０歳に達した時

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 人権文化ふれあい部　市民課　 | 072-924-3848 |
| 柏原市 | 市民部　保険年金課　 | 072-972-1708 |
| 東大阪市 | 市民生活部　国民年金課 | 06-4309-3165 |

1. 特別障がい給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金等を受給していない場合について、一定の条件を満たす場合に福祉的措置として給付される制度です。

【対象者】

(1) 平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2) 昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

上記（1）または（２）の国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(※)があり、現在、障がい基礎年金１級、２級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。なお、障がい基礎年金や障がい厚生年金、障がい共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、厚生労働大臣の認定が必要になります。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 人権文化ふれあい部　市民課　 | 072-924-3848 |
| 柏原市 | 市民部保険年金課　 | 072-972-1708 |
| 東大阪市 | 市民生活部　国民年金課 | 06-4309-3165 |

1. 重度障がい者特例支援事業

　　　重度の障がいがある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障がい基礎年金を受給できない障がい者に対し、手当を支給する制度です。

　　　【対象者】

重度の障がいのある在日外国人などで､年金制度上の理由により障がい基礎年金を受給できない人で､次の①、②かつ③または④に該当している人

1. 府内に居住する外国人又は外国人であった人
2. 昭和57年1月1日前に外国人登録をしていた人
3. 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障がい者手帳１、　　　　２級、療育手帳Ａの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人
4. 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障がい者保健福祉手帳の等級が１級であり、障がい発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 福祉部　障害者支援室 | 06-4309-3183 |

1. 障がい厚生年金

　【受給資格】厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがにより、障がい認定日において、厚生年金の障がい等級表の１級・２級または３級の障がい程度に該当する方

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 管轄区域 | 電話番号 |
| 日本年金機構　東大阪年金事務所 | 東大阪市 | 06-6722-6001 |
| 日本年金機構　八尾年金事務所 | 八尾市・柏原市 | 072-996-7711 |

1. 障がい手当金

　 【受給資格】厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがが初診日から５年以内に治り、

障がい厚生年金を受けられる状態ではないが一定障がいの状態にある方。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所名 | 管轄区域 | 電話番号 |
| 日本年金機構　東大阪年金事務所 | 東大阪市 | 06-6722-6001 |
| 日本年金機構　八尾年金事務所 | 八尾市・柏原市 | 072-996-7711 |

1. 障がい者扶養共済制度

障がい者の保護者の方が一定額の掛金を納付することにより保護者の方が死亡、又は身体に著しい障がいを有することとなった場合、障がい児者に年金を支給する制度です。

　　【対象者】身体障がい者(身体障がい者手帳１～３級)､知的障がい者もしくは精神障がい者または同程度の永続的な障がいのある人の保護者であり、次の要件を満たしている人

①政令市（大阪市・堺市）を除く府内に在住していること

　　　　　　※政令市では各市で運営しています。

 　　　　　　　　②６５歳未満であること

 　　　　　　　　③特別な病気がないこと

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 福祉部　障害者支援室 | 06-4309-3183 |

**Ⅲ．税金**

1. 所得税・住民税

　　障がい者控除と特別障がい者控除等の制度があります。

　　詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

　　●所得税

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税務署名 | 管轄地域 | 電話番号 |
| 八尾税務署 | 八尾市・（松原市）・柏原市 | 072-992-1251 |
| 東大阪税務署 | 東大阪市 | 06-6724-0001 |

●住民税

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 財政部　市民税課 | 072-924-3832 |
| 柏原市 | 財務部　課税課 | 072-972-6241 |
| 東大阪市 | 税務部　市民税課 | 06-4309-3135 |

1. その他の税の減免

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種類 | 内　　　 容 | 金額 | 備 考 | 窓　　口 |
| 関税及び消費税(貨物の輸入時のみ) | ・身体障がい者用に特に製作された器具その他これに類する物品で、政令で定めるものの輸入・慈善または救じゅつのために寄贈された給与品及び救護施設または養老施設その他の社会福祉事業を行う施設に寄贈された物品で、給与品以外のもののうちこれらの施設において直接社会福祉の用に供すると認められるものの輸入 | 免税及び非課税 |  関税定率法第１４条第１６号(無条件免税) 消費税法第６条第２項 別表第２－６(非課税) 関税定率法第１５条第１項第３号（特定用途免税） 輸徴法第13条第1項第２号（免税） |  大阪税関 税関相談官室 06-6576-3001 |
| 消　費　税 | ・健康保険法、国民健康保険法等公的な医療保障制度に係る療養、医療、施設療養等を受けた場合・介護保険法の規定に基づく、居宅・施設介護サービス費の支給に係る居宅・施設サービス等を受けた場合・社会福祉法第２条に規定する一種と二種の社会福祉事業等のサービスを受けた場合・身体障がい者用として製造された器具その他これに類する物品で、政令に定めるものを取得等した場合 | 非課税 | 消費税法第６条第１項別表第１－６、7、10(非課税) | 最寄りの税務署 |
| 相　続　税 | ・法定相続人である日本国内に住所を有する85歳未満の障がい者が相続または遺贈により財産を取得した場合 | 税額から満８５歳に達するまでの年数１年につき１０万円(特別障がい者については２０万円)控除 | 特別障がい者とは身体障がい者手帳に記載されている身体障がいの程度が１級または２級である人等をいいます。 | 最寄りの税務署 |
| ・障がい者扶養共済制度に基づく給付を受ける権利を相続により取得した場合 | 非課税 |
| 贈 与 税 | ・特定障がい者が特定障がい者扶養信託契約に基づいて贈与を受ける信託受益権の価額のうち、6,000万円まで(特定障がい者のうち特別障がい者以外の者は3,000万円)の部分・心身障がい者共済制度に基づく給付金を受ける権利を贈与により取得した場合 | 非課税 | 特定障がい者扶養信託契約とは個人が信託会社などと結んだ信託契約で、特定障がい者を信託の利益の全部の受益者とするもののうち、一定の要件を満たすものをいいます。 | 最寄りの税務署 |

（３）医療費控除

　自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

　【対象となる医療費】

(1)納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った　医療費であること。

(2)その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費であること。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 税務署名 | 管轄地域 | 電話番号 |
| 八尾税務署 | 八尾市・（松原市）・柏原市 | 072-992-1251 |
| 東大阪税務署 | 東大阪市 | 06-6724-0001 |

**Ⅳ．医療費**

1. 重度障がい者医療費の助成

身体障がい及び知的障がいのある方が、病気やケガなどで必要とする医療を容易に受けることができるよう医療費の患者負担額から一部自己負担額を控除した額が助成されます（食事療養費の標準負担額は除く）。なお、他の公費負担医療(更生医療・育成医療等)の給付が受けられる場合はそちらが優先されます。

【所得制限】前年の所得が462万１千円以下（単身の場合）

【一部自己負担額】１医療機関あたり入院・通院各500円／日（月２日限度)

※複数の医療機関を受診した場合で一部自己負担の合計額が１ヶ月あたり2,500円を超えた場合は、その超えた額が市(区)町村の窓口で償還されます。

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 市民生活部　医療助成課 | 06-4309-3166 |

1. 自立支援医療費の支給（更生医療・育成医療）

更生医療又は育成医療の指定を受けている医療機関で、身体上の障がいを軽減し、日常生活を容易にするための医療費の支給が受けられます。ただし、自己負担があり、原則として医療費の１割です。また、所得に応じて負担の上限月額が定められます。なお、一定所得以上の場合は原則対象外になります。

※更生医療：18歳以上で身体障がい者手帳をお持ちの方

育成医療：身体障がい児（18歳未満）

詳しくは、下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名 |  | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 |  | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 |  | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東保健センター | 育成医療 | 072-982-2603 |
| 東福祉事務所　 | 更生医療 | 072-988-6628 |
| 中保健センター | 育成医療 | 072-965-6411 |
| 中福祉事務所　 | 更生医療 | 072-960-9285 |
| 西保健センター | 育成医療 | 06-6788-0085 |
| 西保健事務所 | 更生医療 | 06-6784-7980 |

1. 重度障がい者訪問看護利用料の助成（事業名は市町村によって異なる）

大阪府知事が指定した訪問看護ステーションを利用する際に、下記利用者負担の額となるように実際の支払額との差額を市町村が助成する事業です。助成対象者や申請方法などは市町村によって異なります。

【利用者負担】

1訪問看護ステーションあたり500円/日

1訪問看護ステーションあたり月2日まで負担

月額負担上限額：2,500円

詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 東福祉事務所　障害福祉係 | 072-988-6628 |
| 中福祉事務所　障害福祉係 | 072-960-9285 |
| 西福祉事務所　福祉課障害福祉係 | 06-6784-7980 |

（４）特定医療費（指定難病）の助成

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣が指定する指定難病（306疾病）に対して医療費の助成を行っています。

詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名等 | 電話番号 | 所管範囲 |
| 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 | 東大阪市 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |
| 大阪府八尾保健所 | 地域保健課 | 072-994-0661 | 八尾市・柏原市 |

（５）特定疾患医療費の助成

難病のうち、厚生労働省が指定する特定の疾患（４疾患）に対して医療費の助成を行っています。

詳しくは下記担当課までお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名等 | 電話番号 | 所管範囲 |
| 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 | 東大阪市 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |
| 大阪府八尾保健所 | 地域保健課 | 072-994-0661 | 八尾市・柏原市 |

（６）小児慢性特定疾病医療費助成制度

児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

【対象者】（１）大阪府に居住する18歳未満の児童で、「厚生労働大臣が定める慢性疾病及び当該疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度」に該当する方。

　　　　　（２）18歳到達時点で（１）の状態にあり、かつ、本事業の承認を受けている方のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の方。※18歳到達後の新規申請は対象ではありません。

詳しくは下記の担当課にお問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 | 所管範囲 |
| 東大阪市東保健センター | 072-982-2603 | 東大阪市 |
| 東大阪市中保健センター | 072-965-6411 |
| 東大阪市西保健センター | 06-6788-0085 |
| 大阪府八尾保健所 | 地域保健課 | 072-994-0661 | 八尾市・柏原市 |

**Ⅴ．その他**

1. **特別支援教育就学奨励費の給付**

　 世帯の収入等に応じて就学に必要な諸経費の負担軽減を行います。

　【対象者】下記に該当する幼児・児童・生徒の保護者等

1. 支援学校に在籍する幼児・児童・生徒
2. 小・中・義務教育学校の支援学級に在籍する児童・生徒
3. 小・中・義務教育学校の通級指導教室で指導を受けている児童・生徒
4. 小・中・義務教育学校に在籍する学校教育法施行令第22条の３に規定する障がいの程度に該当する児童・生徒

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ先 | 通学している学校 |

**（２）住宅改造の助成**

　 住宅を障がいの状況に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造するための費用を助成しています。

　【対象者】

1. 身体障がい者手帳１級、２級（体幹･下肢機能障がいは３級を含む）の交付を受けた人　　　がいる世帯
2. 重度の知的障がい者がいる世帯（市町村によって対象者が異なる場合があります｡）

市町村によって助成限度額が異なる場合や利用にあたっての所得制限があります。

詳しくは下記担当課へお問い合わせください。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当課名 | 電話番号 |
| 八尾市 | 地域福祉部　障がい福祉課 | 072-924-3838 |
| 柏原市 | 健康福祉部　障害福祉課 | 072-972-1508 |
| 東大阪市 | 福祉部　高齢介護室　給付管理課 | 06-4309-3186 |

**（３）府営住宅の募集**

【総合募集】

府営住宅総合募集（新築・あき家）について、４月、6月、8月、10月、12月、2月の年６回募集しています。

**①福祉世帯向け募集区分**

　○共通申込資格に加え下記のいずれかの要件が必要です。

（１）申込者または同居しようとする親族が次のいずれかにあてはまる２人以上の世帯

　　・身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人

　　・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると子ども家庭センターまたは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人　など

（２）単身で以下のいずれかに該当する人

・年齢が60歳以上の人

　　・身体障がい者手帳の交付を受けている人で､その障がいの程度が１級～４級までの人

・療育手帳の交付を受けている人又は同程度の障がいを有すると大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された人　など

**②車いす常用者世帯向け募集区分**

　車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活を送れるよう特別に設計された府営住宅（新築・あき家）です。

○共通申込資格に加え、下記の要件が必要です。

　　　身体障がい者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、下肢または体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者のいる世帯

詳しくは下記の担当課へお問い合わせください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問い合わせ先 | 東大阪市内の府営住宅に申込みの方（大東朋来住宅を除く） | 大阪府住宅布施管理センター（近鉄住宅管理㈱）電話：06-6789-0321 |
| 八尾市・柏原市（・松原市・羽曳野市・藤井寺市・富田林市・河内長野市・大阪狭山市）内の府営住宅に申込みの方 | 藤井寺管理センター（㈱東急コミュニティー）電話：072-930-1093 |

**（４）障がい者スポーツに関する情報提供（ファインプラザ大阪）**

国際障がい者年を契機に、ノーマライゼーションの理念に基づき、スポーツ・文化・レクリエーションを通じて、障がいのある方の自立と社会参加を促進し、障がいのある方とない方が相互理解と交流を図るふれあいの場として設立。障がいのある方が安心してご利用いただけるように、スポーツ指導員が常勤しています。ファインプラザ大阪は、障がいのあるなしに関わらず誰もが安心して利用できる、スポーツ・文化複合施設です。

|  |  |
| --- | --- |
| 問い合わせ先 | 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）電話：０７２－２９６－６３１１ |

情報収集のヒント

このマニュアルに記載されている制度やサービスは、すべてではありません。また制度やサービスは改正されることも多く、特に障がい福祉サービスや児童福祉法上のサービスは、近年、頻繁に改正が行われています。

障がい福祉や難病支援など、各分野でより詳しくまとめられた手引きなどが発行されていますので、制度を調べるときには参考にしてください。

よく参考にされている手引きなどを紹介します。

1. **福祉のてびき（発行：大阪府）**

　【内容】

　　大阪府内の在宅で生活する身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病等による障がい者の方から相談を受ける相談員・窓口職員を対象に作成されている手引き。年1回更新。

　【入手方法】

　　大阪府ホームページにてデータ版の福祉の手引きを公開

　（URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/kankou/tebiki.html>）

1. **制度の案内冊子（発行：各市町村）**

　【内容】

　　各市町村が障がいを持つ方などに向けて発行している制度紹介の冊子。福祉サービスには「市町村事業」と呼ばれる市町村が地域の実情に応じて実施する事業などもあり、本人が暮らし市町村で活用できるサービスが具体的に示されている冊子。更新頻度は市町村によって異なる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　市　名 | 名　　称 | 入手方法 |
| 八尾市 | 障がい者福祉のしおり | 障がい福祉課窓口もしくは市ホームページにて公開 |
| 柏原市 | 障害福祉の手引き | 障害福祉課にて手渡し |
| 東大阪市 | 福祉のしおり | 障害福祉課にて手渡し |

1. **訪問看護のご案内（発行：大阪府訪問看護ステーション協会）**

　【内容】

訪問看護での支援内容や利用方法、利用料金などをわかりやすくまとめた冊子。大阪府訪問看護ステーション協会の会員となっている事業所一覧も掲載。各事業所の営業時間や小児対応状況などがまとめられている。年1回更新。

　【入手方法】

　　大阪府訪問看護ステーション協会で購入（1冊200円）

1. **大阪府ホームページ【重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業】**

　【内容】

　　大阪府が知事重点事業として取り組んでいる重症心身障がい児者地域ケアシステム整備事業のこれまでの事業内容がまとめられている。また、重症心身障がい児者のための情報発信をしている。

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/tiiki-keasisutemu.html>）

　　　≪掲載している情報（各担当グループにて掲載情報は随時更新）≫

　　　　・医療的ケアの提供が受けられる短期入所と生活介護事業所

・医療型短期入所整備促進事業（病院での短期入所）

　　　　・障がい者病棟「短期入院」

・喀痰吸引等を実施している事業所（登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者））

・児童福祉法による指定障がい児支援事業所一覧

担当課：大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課(06)6941-0451（内）2452

 　　 同上　生活基盤推進課(06)6941-0451（内）2449

障がい福祉サービスの利用方法

　市町村（または市町村の委託を受けた相談支援事業者）にサービス利用についてご相談いただき、市町村に申請します。

　市町村は、利用者にサービス等利用計画案提出を依頼します。

　市町村に申請すると生活や障がいの状況についての面接調査を行うため、市町村や相談支援事業者の職員(認定調査員)が聞き取り調査に伺います。

**③** 審査・認定

　調査の結果をもとに、市町村の審査会によって検討したうえで、障がい支援の区分（心身の状況に応じた標準的な支援の度合）が決まります。

**④** 決定通知

**⑤** ｻｰﾋﾞｽ利用

　障がい支援区分の認定のあと、生活環境やサービスの利用意向などを聞き取り、提出されたサービス等利用計画案の内容も参考にして、市町村がサービスの量と１か月あたりの利用者負担限度額を決定して、受給者証を交付します。（サービスの利用意向等の聞き取りは、面接調査と同時に行うことがあります。）

　利用者は、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画に基づき、指定事業者・施設の中からサービスを受ける事業者を選択して、サービスの利用申し込みや契約を行います。サービスを利用したときは、利用者負担額を指定事業者・施設に支払います。

　市町村はサービスを提供した事業者に対して国民健康保険団体連合会を通じて介護給付費等を支払います。

※市町村の介護給付費等の支給決定に不服があるときは、大阪府知事に対して審査請求することができます。その際には、利用者または関係者の方から意見等を聴取することがあります。

**②** 調　　　査

**⑥** 介護給付費の支払い

**①** 相談・申請

利　用　者

指定事業者･施設

⑤サービス利用

① 相談・申請

⑥ 介護給付費等の支払い

② 調査

④ 決定通知

審査請求

**※**やむを得ない事由により、市町村が「措置」によるサービスの提供や施設への入所を決定する場合があります。

市　町　村

市町村審査会

大阪府

③ 審査・認定

　※上記に記載の利用方法は、障がい児通所支援は該当しない。

障がい福祉サービス事業所等の一覧表

社会資源調査の一環として、障がい福祉サービス事業所等へのアンケート調査を実施しました。

この一覧の取り扱いは、重症心身障がい児者とその家族から福祉サービスの利用相談を受けるときに、実際の利用について相談をうけた支援者が事業所へ問い合わせする時の参考資料として活用してください。相談者へ一覧表を見せたり、一覧表をコピーして配布したりすることは禁止します。また、一覧表の情報だけで事業所を重症心身障がい児者やご家族に紹介することは誤解を生じやすいため避けてください。

アンケート調査に協力いただいた事業所にも、取り扱いについて下記のとおり説明していますので、十分にご留意ください。

1. アンケート調査の概要

　・実施期間：平成28年12月20日（火）～平成29年1月27日（金）

　・調査対象：中河内圏域に所在地がある障がい福祉サービス事業所等

　　　　　　　　※市町村事業のサービス（移動支援等）は除く

　・アンケート配布数と回答数 （平成29年3月1日時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 配布数 | 回答数 | 回答率 |
| 訪問系サービス（居宅介護など） | 357 | 144 | 40.3% |
| 通所系サービス（生活介護など）  | 170 | 97 | 57.1% |
| 入所系サービス（短期入所・共同生活援助） | 70 | 30 | 42.9% |
| 児童対象サービス | 91 | 49 | 53.8% |

**第５章　災害への備えについて**

**◆市町村の３つの取組**

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者※名簿）の作成を市町村長に義務付けること等が規定されました。

この改正も踏まえ、市町村においては、地域における自助・共助を基本としながら実効性ある避難支援等の取組みを進めています。

※　避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を必要とする者を言います。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、各市町村の地域防災計画で定めることとなっています。

**１．「」の活用**

障がい者や高齢者などの避難行動要支援者が災害時に迅速かつ適切な支援を受けられるよう、要支援者ご本人の同意をもとに、平常時から名簿情報を地域の支援者（民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供する体制の整備を進めています。

　なお、現に災害が発生するなど、特に必要があるときは、市町村長は同意の有無に関わらず、名簿情報を提供することができることとなっています。

**２．「」の作成**

　災害時の避難支援を実効性のあるものとするためのさらなる取組みとして、避難行動要支援者ごとに、避難時の配慮事項や緊急時の連絡先等必要な情報をまとめた個別避難計画※を作成することが望ましいとされています。

　各市町村では現在、その作成に向けた取り組みを進めています。要配慮者の方と地域の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

　※　市町村によって名称や範囲が異なります。

**３．「」の整備**

体育館など、一般の「避難所」の整備のほか、ホームや宿泊施設など、要配慮者の支援に必要な設備・人材が整った「福祉避難所」の設置を各地で進めています。福祉避難所は、要配慮者の方や、その支援者が利用するために災害時に必要に応じて市町村が設置します。

**◆日頃からできること**

**災害はある日突然やってきます。緊急時に備え、医療機関等連絡先、投薬内容や医療機器の情報等を本人・家族・支援者等と共有しておきましょう。**

ご家族や支援者と話し合い、食料水・飲料・生活必需品などの備蓄の他、在宅酸素などの医療機器は電池やバッテリーで使用できるか確認し、可能な場合使用できる時間の目安に応じて電池やバッテリーは多めに準備しておきましょう。

また薬やアンビューバック等、避難時に必要な持ち物の確認、緊急時の連絡先の確認や普段服薬している薬のことが記載されたお薬手帳のコピーなどをあらかじめ準備しておきましょう。

|  |
| --- |
| ○災害に備えて用意しておくもの等は、別添の「家庭での備蓄・非常時の持ち出し」「非常持ち出し品リスト例」、「備蓄品リスト例」（大阪府危機管理室作成）をご参考下さい。○医療的ケアが必要な方の備えについては、「災害対応の手引き」（大阪府保健師長会作成「大規模災害時の保健師の活動マニュアル」より抜粋）もご活用下さい。 |

**◆各市町村の防災関係の問い合わせ先**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 担当部署 | 電話番号 | HP |
| 東大阪市役所 | 危機管理室 | 06-4309-3130 | http://www.city.higashiosaka.lg.jp/soshiki/33-1-0-0-0\_13.html |
| 八尾市役所 | 危機管理課 | 072-924-9870 | http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/33-0-0-0-0\_1.html |
| 柏原市役所 | 総務部危機管理課 | 072-972-1529 | http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/kikikanri/ |

◆防災・減災について詳しくは・・・

大阪府　防災・減災ポータルサイト

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal\_hp/index.html